



市民課
高橋 浩史

税務課
甲斐 悠貴

子育て支援課
江口 未来

企画課
渡邊 光

農政課
丸田 朱莉

健康づくり推進課
永松 佑一朗

健康づくり推進課
関岡 春奈

建設課
上田 友

水道課
飽本 哲平

環境衛生課
尾ノ上 明日美

健康づくり推進課
福井 由紀

生涯学習課
寺本 健志

学校教育課
綾 悠里

素敵な人生・素敵なパートナー



男女共同参画推進懇話会
委員 本村 雄一

私が高校生の時、家に帰ると、晩御飯が小骨の多いタチウオでした。つい「えーっ、タチウオ」と言ってしまう、母は「じゃあ食べらんちゃよか。お母さんが料理ばせなんていう法律はないとだけね」と怒って料理を下げてしまいました。その後、私が晩御飯に何を食べたか思い出せませんが、その時の母のことは鮮明に覚えています。母が言ったことはいつもの世もあつたのだとは思いますが、最近特に性別表記や男女の役割について、さまざまな捉え方をするようになってきたと感じます。先日もある有名なキャラクターのおもちゃからミスター・ミセスという表記を外して販売するというニュースがありました。今の時代にそぐわないというのが理由だそうです。

男女共同参画推進懇話会委員になって以来、そういう情報が気になり、「これは考え過ぎかな」とか、「これはその通りだ」と考えた、家庭で話題にしたりすることも増えました。その中で思うのは自分の育った時代や地域、価値観などの影響が強く、考えを変えるのはなかなか難しいようです。私は料理が苦手なので料理は妻が、皿洗いと洗濯は私が行ない、子どもたちも自分のことはなるべく自分でと声をかけています。今はさまざまな家庭の形があると思います。「できる人が、できる時に、できたしこ」ぐらいの気楽さを根底に持ち、役割を担ってほしいと思います。

男女において、どうしても生物学的違いはあると思います。そういった前提での特徴は生かしつつ、これからは性別や人種、国や地域などに捉われない、違いを認め合い、その人という個性として関係を繋いでいく社会であってほしいと願っています。

こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先
市消費生活センター(総務課内) ☎248-5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

出会いを求めたマッチングアプリでのトラブル

相談事例
マッチングアプリで知り合った女性に、ある副業サイトを勧められた。その副業サイトは、新しく別の人を誘い、その人が会員になれば、収入が得られるという仕組みだった。副業サイトに登録するには、お金を支払わなければいけなかった。消費者金融で借入れをして支払った。その場の雰囲気にもれ契約したが後悔している。解約できないか。(30代 男性)

相談者への対応

相談者から聞き取った事業者のホームページを確認すると14日間の返金保証期間があった。返金申請の方法も記載があったため、その方法を相談者へ伝え、後日、口座に返金されたことを確認した。

解説

マッチングアプリとは、理想の恋人や結婚相手が欲しい人などを対象にしたインターネット上のサービスです。

新型コロナウイルスの影響で、対面での食事会などの出会いの場が減少していることから、オンラインで

出会いを求める機会が増えています。このようなサービスでは、利用者の本人確認の徹底が難しいため、本来の利用目的とは異なる目的で近づいてくる人物とマッチングする場合があります。

アドバイス

- ・マッチングアプリを利用するときは事前に規約をよく読み、違反する行為などを持ちかけてくる相手とのやり取りは行なわないようにしましょう。
- ・利用者の中には詐欺サイトや実態のないサイトに誘導することを目的として近づいてくる人物がいます。詐欺サイトや実態のないサイトで被害に遭った場合、被害回復が非常に難しくなります。儲け話には安易に乗らないようにしましょう。
- ・オンライン上でやり取りした個人情報や完全に消すことは非常に困難です。面識のない相手や事業者に個人情報や事業を教えないようにしてください。

トラブルに遭った場合や不安に思ったら消費生活センターへご相談ください。



合志市消費生活センターホームページ

New Face!

令和3年度の新規採用職員13人を紹介します。明るく、元気よく、チャレンジ精神を持って職務に励みますので皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。